

食糧安全保障を前提とした 価格支持政策¹

FTA 下で日本農業はどうあるべきか

中央大学 横山彰研究会 農業分科会

佐野陽 長尾亘 松岡宏茂

2009年12月

¹本稿は、2009年12月12日、13日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム2009」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

問題意識

今年 9 月に政権を獲得した民主党は日米間での FTA（自由貿易協定）の締結をマニフェストに掲げ、これを両国間での輸出入市場の拡大、より効率的な産業構造への転換、競争条件の改善の他、経済問題の政治問題化を最小化し、制度の拡大やハーモニゼーションをもたらすものとして、両国間での自由貿易体制の強化を促進している。この協定により、両国間での比較優位を活かした経済的な相互依存を深めることにより相手との政治的信頼感が生まれ、日本のグローバルな外交的影響力・利益を拡大することが見込まれるだろう。

しかしながら、今回の FTA 締結は、日本における比較劣位、かつ世界最低水準である農業分野において壊滅的な影響を与え、ひいては日本の食糧安全保障体制の崩壊を引き起こしうる因子として懸念されている。

FTA 締結が近い将来に約束されている以上、この交渉においてコメや麦、畜産物等の農業品目が除外されるということは、比較優位を生かした自由貿易の本質に鑑みて米国の利害を一方的に損なうものとなり、あり得ない。そのため安価な米国产の農産物の国内流入は避けられない前提条件となっており、その際に我が国の食料安全保障に直結する主要穀物の国内生産者が圧倒的に不利な生産状況の中で自由貿易に巻き込まれ、淘汰されてしまうという最悪の事態が現実味を帯びたものとなっている。

本論文は日米間の FTA 締結に際して予期される我が国が被るであろう、農業面でのリスクをいかに低減し、食料安全保障体制を維持するかということに問題意識を設定し、そのために必要な絶対条件として現在の国内農業生産体制の再興を挙げている。

要因分析

現在の我が国の農業生産体制では国産米が外国産米との価格競争に敗れてしまうことが容易に予期されるため、まず国産米の消費者価格の低下が必要であると考えた。しかしながら、短慮な米価引き下げは零細な国内農業従事者の所得激減をもたらし、離農に追いやってしまう。そのため、消費者米価を低下させるという条件を達成するために現在の農業の担い手の体制強化を図り、営農規模の拡大による供給量の確保による需給関係の安定化を図る必要があると分かった。

現状把握

こうした視点から現行政策を考察してみると、民主党の戸別所得補償制度は農業の維持ではなく農家の所得維持にしかならず、農業従事者に対して規模拡大を促進するための誘因として機能していないため、より効果的な代替政策の必要性が見て取れた。

代替政策を考案するに当たって、営農規模拡大の誘因としてのモデルケースとして EU の CAP 制度を扱ったが、そこには行き過ぎた集約と際限のない企業の営利活動による生産余剰と、それに伴う財政負担という問題点があった。我々はこうした他国の先行政策から、我が国の農政改革をいかに進めていくべきかを考察し、我が国の農政が今後どのような方針を執るべきかを模索した。

政策提言

本論文では以下の 2 つを主張する。まず第 1 に、農作物の生産量を増加させることで純農業所得を他分野の労働者の平均所得と同等か、それ以上の水準に引き上げること。そして第 2 に農地利用集積が進まない理由を解消するために、農業従事者がその生産物価格の保障により、歩合制形式でその生産活動の促進によって所得を向上させることが可能なシステムを作ることである。以上によって、国産米価格が下がり、外国産に対抗できるようになることで、FTA 化においても平常時の自国生産が可能になり、有事の際の食糧安全保障が達成され则认为る。

目次

はじめに

第 1 章 食糧安全保障と FTA

- 第 1 節 (1. 1) 食料と食糧
- 第 2 節 (1. 2) 食料安全保障達成の重要性
- 第 3 節 (1. 3) 食糧安全保障達成の重要性
- 第 4 節 (1. 4) 食糧と米
- 第 5 節 (1. 5) 米に関する食糧安全保障の現況
- 第 6 節 (1. 6) FTA と価格競争

第 2 章 FTA 下での農産物価格の要因分析

- 第 1 節 (1. 1) 農産物価格の決定要因
- 第 2 節 (1. 2) 規模の拡大を妨げる要因

第 3 章 現行政策及び CAP 制度と FTA

- 第 1 節 (1. 1) 戸別所得補償制度と FTA
- 第 2 節 (1. 2) CAP 制度の考察

第 4 章 政策提言

- 第 1 節 (1. 1) FTA 下で農業政策はどうあるべきか
- 第 2 節 (1. 2) 今後の課題

おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

食べることは生きていく上で不可欠な要素の 1 つである。しかし、そんな大切な要素であるにも関わらず、私たちは食べることについて深く考えることをしていないように思える。その食べ物の材料がどこで作られ、加工され、売られ、目の前まで運ばれてきたのかを考えながら食べることは、意識しない限り少ないだろう。また、もし万が一その食べ物を目にするのがこれで最後だったら、ということも考えないだろう。つまり、食べ物があることも、それを食べることも当然のことであると考えがちなのである。

万が一食べ物の供給が途絶えてしまったら、私たちはどうすればいいのだろうか。しかしそんな疑問も、半ば非日常的であると言えてしまう。

そこで私たちは「ショクリョウ」安全保障の達成に目を付けた。有事の際に自国生産によって「ショクリョウ」供給を確保できるのか、ということである。「ショクリョウ」がなぜカタカナ表記なのかというと、漢字にすると 2 種類あるからである。「食料」と「食糧」である。本論文はこの 2 つの意味を考えることから始まる。

食料安全保障と食糧安全保障。本論文では後者がより重要だと位置付け、食糧の中でも特に米にスポットを当てる。米の食糧安全保障達成のために、現在政権を担っている民主党のマニフェストに明記されている、日米 FTA の締結がどう影響するのかを考える。そして FTA 化においても平常時の自国生産が可能になるには、どのような制度があればいいかを提言することが本論文の目的である。

第1章 食糧安全保障とFTA

第1章では本論文の問題意識を形成していく。第1節では「シヨクリョウ」という言葉について、2種類の漢字の表記から意味の違いを考える。次に第2節では食料安全保障の重要性を、第3節では食糧安全保障の重要性を指摘する。第4節で政策対象を米に絞る理由を説明し、第5節では米に関する食糧安全保障の現況を説明する。以上を通して本論文の価値提示と方向性を示す。最後に第6節を本章のまとめとする。

第1節 食料と食糧

「シヨクリョウ」安全保障の達成は、我が国が抱える切迫した問題の1つである。この「シヨクリョウ」という言葉は、「食料」、「食糧」と2種類の漢字で表記できる。広辞苑第五版によると、「食料」の意味は「食べ物とするもの。食料品。」とあるのに対し、「食糧」の意味は「食用とする糧。糧食。食物。主として主食物をいう。」とある。つまり、前者は食べ物全般を指し、後者は穀物など主食となる食べ物を指すと考えられる。農林水産省は「食料」に統一しているのだが、明確に使い分けられていないのが現状である。

「シヨクリョウ」という言葉は、はたしてどちらを意味しているのだろうか。また、どちらの安全保障の達成がより重要なのだろうか。

本稿では、「シヨクリョウ」は「食糧」を意味し、またその安全保障がより重要であると捉え、「食糧」を扱うことにする。その理由は以下で説明するが、まずは「食料」について説明していく。

第2節 食料安全保障達成の重要性

第1項 食料安全保障とは

平成20年度の日本の食料自給率は41%であるが、この数字をどう捉えるかは基準をどこに置くかということの意味する。41%という数字は熱量ベースでの計算をさすが、日本で生産している食料は熱量の低いものが多いだけであるという視点や、生産額ベースでは60%を超えているから問題ないという視点、あるいは食の国際化という視点など、さまざまな視点がある。

私たちが考える真に重要な問題は、自給できず輸入に頼ってきた食料を、その割合に関わらず、有事の際に国家がいかにして国民に供給するかという視点である。

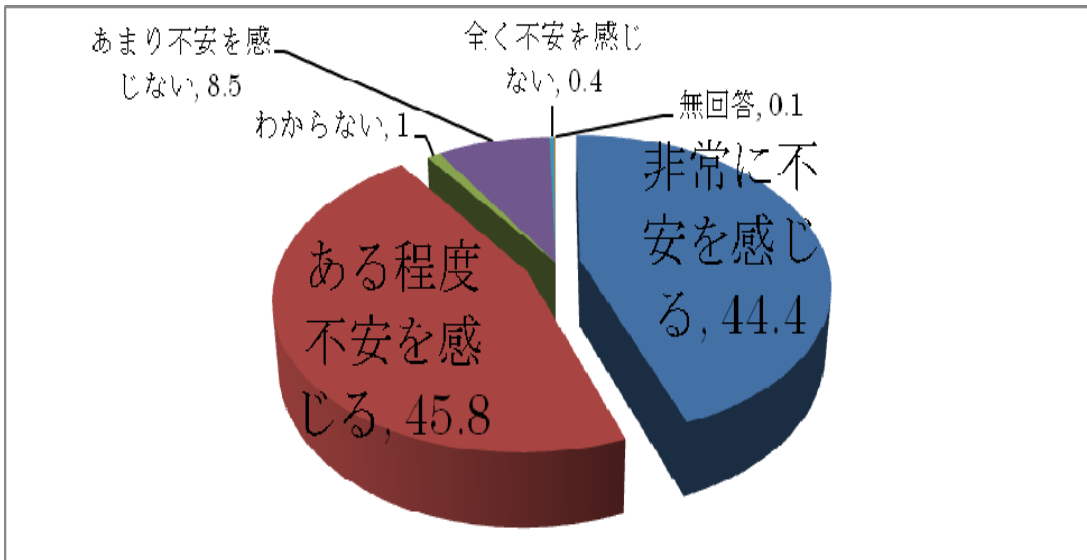
現在日本は多くの食料を海外からの輸入に頼っている。そこで海外からの輸入が途絶えたらどうなるのか。熱量ベースで半分以上の食料を輸入に頼っているということは、有事の際に摂取できる熱量が半分以下になるということである。

また先の総選挙では、各党がマニフェストの中で、食料自給率を具体的に何%あげるべきであるかという主張がなされていたが、目標の数値まであげたところでどうなるかということを考えれば、自給率で足りない分の食料は、有事の際供給されないことになる。そのために、食料自給率を何パーセントあげるかという数字の上での議論は、食料安全保障の達成に対して効果が低いと私たちは考える。食料自給率が 100%出ない限り究極的な食料安全保障は達成されないから、数字をどのくらい上げるのかよりも、100%に近づけるためにどうしたらいいのかを考えるべきである。

第 2 項 食料安全保障に対する国民の意識

図 1 では、将来の食料供給に対して国民がどのような意識をもっているかということを示している。ある程度を含めて、不安と感じている国民が調査結果では全体の 9 割を占めていることから、食糧安全保障に対する危機感は強いということがわかる。

図 1. 将来の我が国の食料供給に関する意識 (%)



出典：農林水産省「食料自給率に関する意識・意向調査結果（モニター調査）」を引用（平成 15 年）

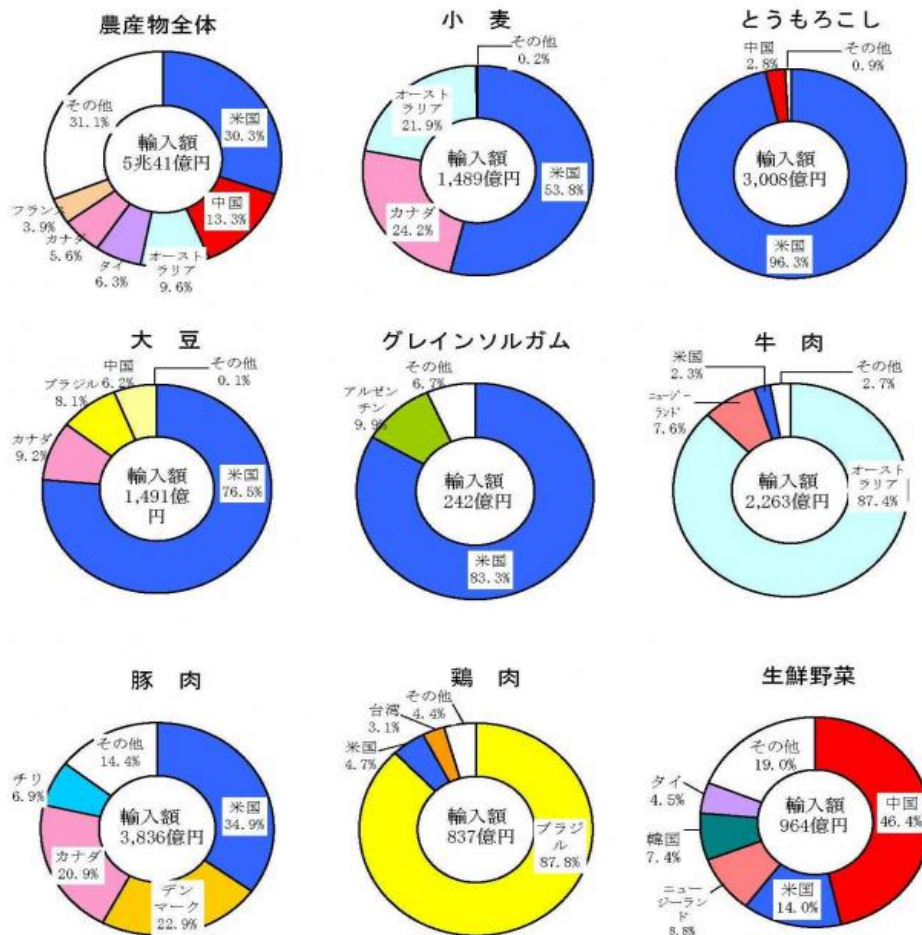
第3項 有事の想定

有事といえども、日本が外国と戦争を起し輸入による食料供給がストップする可能性は極めて低い。しかし、地球温暖化などに、世界中での異常気象や気候変動などの環境的要因や、急激な人口増加、近年発展を遂げる国々の食料需要の変化などを考えると、懸念すべき有事は戦争だけではない。

アメリカには、自国の安全保障や外交政策上の理由がある場合や、国内での供給が不足する場合に、農産物の輸出をストップさせたり、制限したりできる制度である輸出管理制度がある。実際に1973年には、アメリカが大豆とその製品の輸出をストップさせたことで、その輸入に頼っていた日本国民の食生活は大打撃を受け、80年や90年にも外交政策上の問題から穀物の輸出をストップさせたこともある。また、WTOが定める農業協定でも、輸出停止はその輸出する側の国の権利として守られているため、日本の事情などには関係なく輸出が途絶える可能性がある。

図2. 我が国の主要農産物の国別輸入割合（2006年）

○我が国の主要農産物の国別輸入割合（2006年）



資料：財務省「貿易統計」
注：農産物全体には、羊毛、アルコール飲料、たばこ、天然ゴムおよび綿を含む。

出典：財務省 2006年「貿易統計」を引用

日本は農産物の輸入大国であるが、その分いろいろな国からの輸入を行っているわけではない。図2で示されているように、品目別にみると、日本は米国を中心に中国、オーストラリア、ブラジルなど、1つの品目の大半を1つの国から輸入しているという現状がある。これは、品目ごとの最大の輸入相手国が飛びぬけているために、その限られた国からの輸出がストップされた場合の対応が困難であるという点で、リスクヘッジが達成されているとは言えない。本来農産物を安定的に輸入するようなリスクヘッジは、いくつかの国から同じくらい輸入していないと効果を発揮しないと見え、それが無理であるならば、自国での生産を必要とする。現在少数の国を相手に膨大な量の農産物を輸入している日本は、そのシステムへの何らかのわずかな風穴からでさえも、日本全体の食料供給体制を揺るがせられる危険性が高い。

だからこそ有事に備えて、外国からの輸入に頼るだけではなく、自国における生産で食料安全保障を達成できる段階にできるまで、少なくともそれに近づける程度まで、日本の農業は変わらなければならない。暉峻(2008)は食料安全保障を、「国民が主要な食料を、良質、安全で、安心でき、価格的にも納得できる状況のもとで安定的に手に入れることができる」とき、その国民は食料安全保障を確保しているといえることができる」と定義し、「国民の食料主権に基づいて食料安全保障を確保すること、そのために国内生産と自給率を相当水準に引き上げることが、今日、日本に強く求められる」と主張している。

また、食料・農業・農村基本法第2条では、食料安全保障について以下のように定めている。

「食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。」

「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない。」

「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行わなければならない。」
 「国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。」

以上が国の基本的な責務である。

しかし国の責務としているにもかかわらず、日本では有事を想定した国民への安定的な食料の供給という安全保障の点において達成されていない状態である。

第3節 食糧安全保障達成の重要性

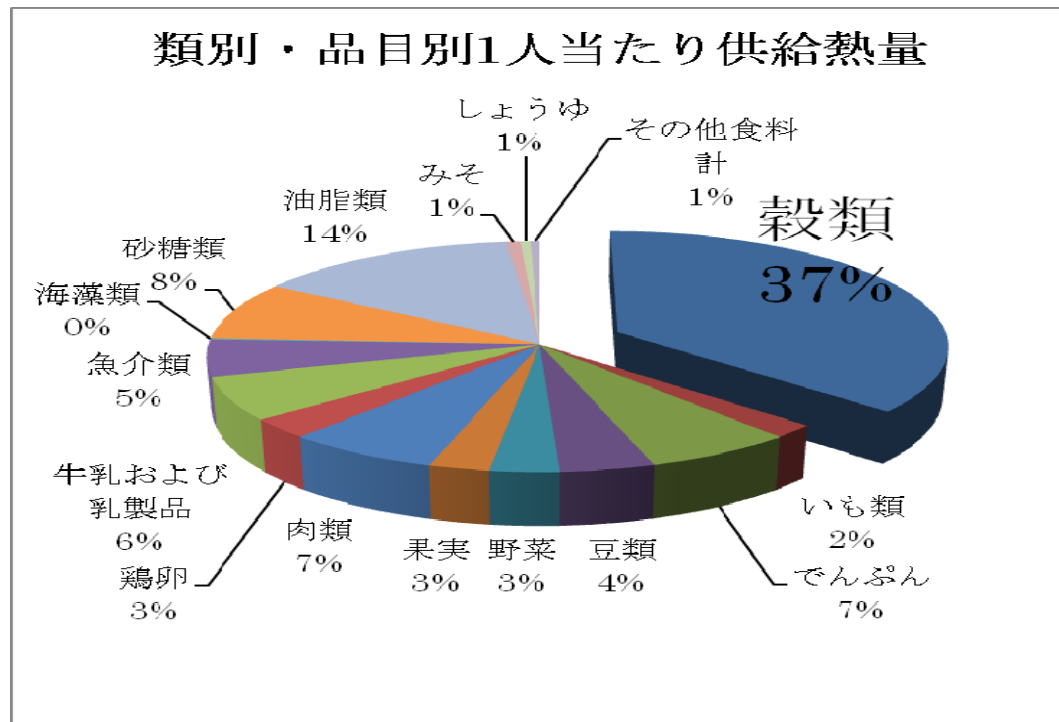
ここまで、「食料」という広い意味での安全保障について説明してきたが、ここからは「食糧」の安全保障に着目する。

食料安全保障が達成されていないことは、第1節で示したが、食べ物全般の安全保障を考える前に、私たちの主食であり供給熱量の半分近くを担う、穀類を中心とする食糧の安全保障を考えることが先決である。多品目にわたる現在の食生活を有事の際にそのまま再現しようとするのではなく、食糧による熱量の確保を優先することにする。その理由を以下で述べていく。

第1項 なぜ食糧なのか

図3は類別・品目別1人当たり供給熱量である。平成20年度の1人当たり供給熱量の合計は2472.6kcalであり、その37%を占める902.7kcalが穀類によるものであった。有事を想定することの重大さは1節の3項で述べたが、摂取熱量の約60%を摂取できなくなることを考えれば、有事の際には食べ物全般の確保よりも、まずは食糧の安全保障は達成することが先決である。例えば戦時中の状況を想像すれば、豪華な食卓を望むことはできない。

図3. 類別・品目別1人当たり供給熱量



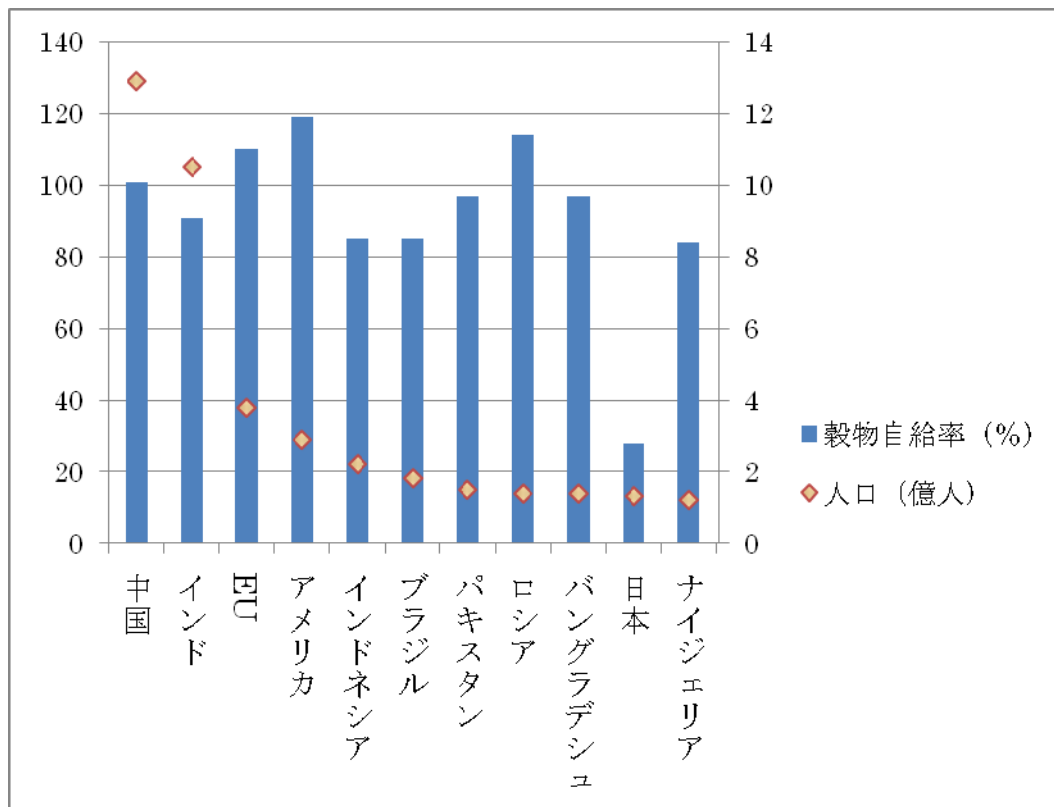
出典：農林水産省『平成20年度食料需給表を基に筆者作成』

農林水産省では、有事の際には国内生産のみで 2020kcal 供給する場合の 1 日の食事メニュー例として、朝食（精米 75g 分、じゃがいも 2 個・300g 分、野菜 90g 分）、昼食（さつまいも 2 本・200g 分、じゃがいも 1 個・150g 分、りんご 1/4・50g 分相当）、夕食（精米 75g 分、さつまいも 1 本・100g 分、魚の切り身 84g 分）と、いずれも米や芋など高カロリーな農産物を中心としたメニューを想定している。これらのメニューとは別に、数日に 1 回の肉や小麦、大豆製品などが含まれることはあるものの、有事の際に主食となる食糧の確保を優先すべきである。これらのことから、本稿では、政策対象を広い意味での食料ではなく、文字通り生活の糧になる、穀物を指す食糧に論を絞り展開する。

第 2 項 日本の穀物自給率の現状

食糧安全保障の達成を目指すうえで、まずは日本の穀物自給率を諸外国と比べると、図 4 から、人口が 1 億人以上の外国は高い穀物自給率を誇っているのに対し、日本は極端に低いことがわかる。

図 4. 人口 1 億人以上の主な国の穀物自給率（2002 年）



出典：FAO「FAOSTAT」を基に筆者作成

第 3 項 食糧安全保障とは

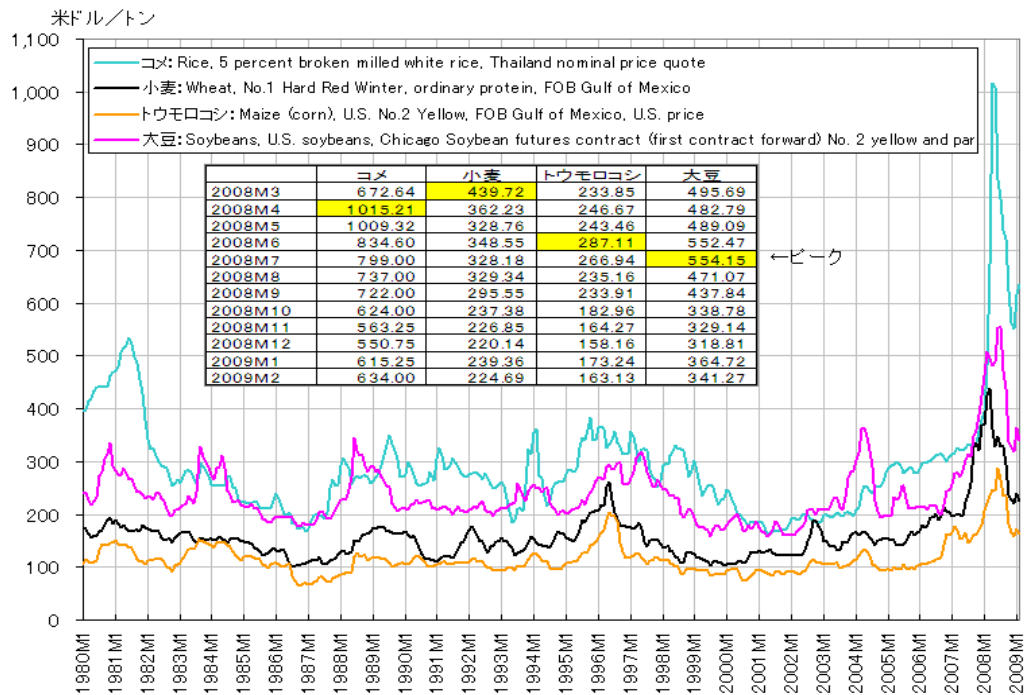
食糧安全保障とは、B・ハドルストン の定義 (1990) によると「世界市場に連動されることなく、必要最低限の消費量をみだす供給と、資金融資が確保できるという保証」のことである。ハドルストン、もしくは訳者が食料と食糧を使い分けたのかは定かではないが、穀物に関して、世界市場に連動されることのない、必要最低限の消費量を満たす供給という点で、それを有事において達成しようというのがこの論文が主張するところの食糧安全保障である。

第 4 項 不安定な穀物価格

しかしながら、その依存先である海外市場の穀物供給体制は安定しているとは言い難い。図 5 の穀物の国際価格推移のグラフで示されている通り、国際市場での穀物価格には大きなブレがみられ、年ごとに大幅な流通量の変動があることが分かる。

図 5. 穀物等の国際価格の推移 (2009 年 2 月まで)

穀物等の国際価格の推移(2009年2月まで)



(注) 月次データ
(資料) IMF Primary Commodity Prices

出典：IMF Primary Commodity Prices より引用

こうした国際穀物市場の流通量の変動は、無論穀物輸出国での気候不順といった要因も影響しているのだが、そうした要因からのみ変動している訳ではない。

2008 年から 2009 年にかけての穀物価格変動では、所得上昇にともなう中国等の途上国飼料需要の拡大や、米国におけるバイオエタノール需要の急増などによる世界的な穀物需要の高騰状態が投機資金の流入などによって更に拍車をかけられ、主要穀物がいずれもかつてないほどの高騰価格を記録した。

近年農業生産大国間でみられるバイオエタノールブームといった潮流でも見られる通り、石油や食糧といった人間が生活する上で必要不可欠なものは投機マネーの影響を大きく受けるという性質を備えている。表 1 で過去穀物価格が大きく変動した事例を挙げる。

表 1. 穀物価格のぶれやすさ

(投機などによる) 穀物価格のぶれやすさ	
例：1973 年	世界同時不作とソ連の国際市場での大量買付け発生 →世界の穀物生産は 3%減少 →穀物価格は 3～4 倍に高騰
1993 年	例年より 26%の不作となったコメを補うため、 日本政府が国際コメ市場で 250 万トンの買い付けを行った。 →コメの国際価格が約 2 倍に高騰
1995 年～97 年	国際穀物価格の上昇時の EU →輸出補助金の支給の停止、輸出税の臨時的導入

筆者作成

その上、こうした食糧の競合は世界人口の増加とその生活水準の向上によってますます激化していくことが予想される。日本政府はこのような不安定な穀物市場に国民を養うための食糧の大半を依存している。これまで先進国への食糧供給は当然視されていた部分があったが、以上のような食糧価格の高騰、そしてこれからの世界人口の増加などが引き起こす社会不安は、世界の食糧需給の不確実性を表している。

第 5 項 外国依存による負の外部性

食糧安全保障を達成することは、自国での食糧供給の面だけではなく、様々な副次的要素がある。食の安全性の向上、フードマイレージの減少といったメリットに加えて、第一次産業を主産業としており、これまで過疎化が進行していた地域において農業の振興に伴う地方活性化が見込まれる。

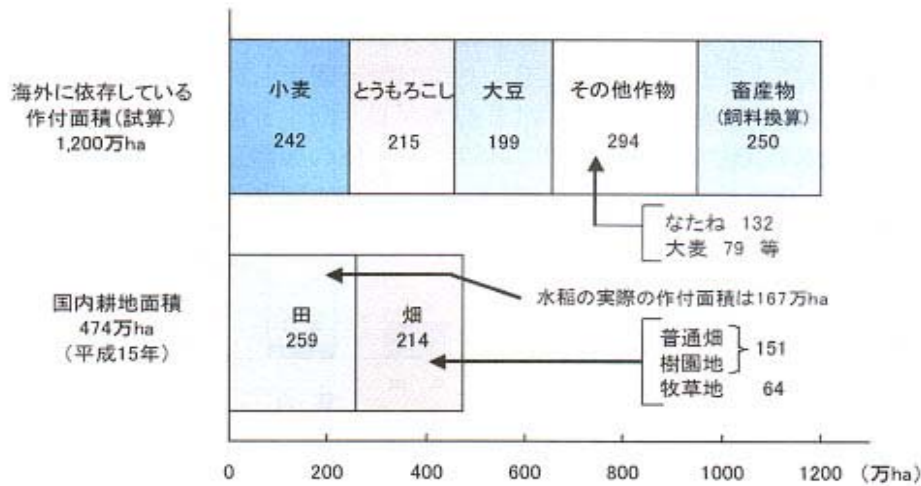
しかしながら、第 4 項で述べた、不安定な国際食糧市場から財力に任せて穀物を確保するという手法は、途上国からの食物の収奪に繋がり得る行為である。農作物を国際的にシェアしている現状において、食糧確保の問題は日本だけよければよいという問題ではなく、国際協力的観点からも自国における食糧供給体制の確立は急務であると言える。

また、農地、水という 2 つの観点からも、食糧そのものだけではなく外国への依存度が見てとれる。

まずは農地の観点から我が国の外国への依存度を説明する。

図 6 から、小麦やとうもろこし、大豆や畜産用の飼料畑など、輸入量に見合う外国での作付面積を試算すると 1200 万ヘクタールとなり、国内耕地面積の約 2.5 倍もの作付面積を海外に依存していることがわかる。それらを日本国内で賄おうとすることは、一方ではその国の生産者の生活を奪うことでもあるが、そもそも賄うことは不可能であるし、輸入した分だけ生産国での消費や日本以外の輸出の機会を奪うことになると考えられる。

図 6. 主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積（試算）



出典：USDA 「Agricultural Statics」を引用

負の外部性としてのバーチャルウォーター

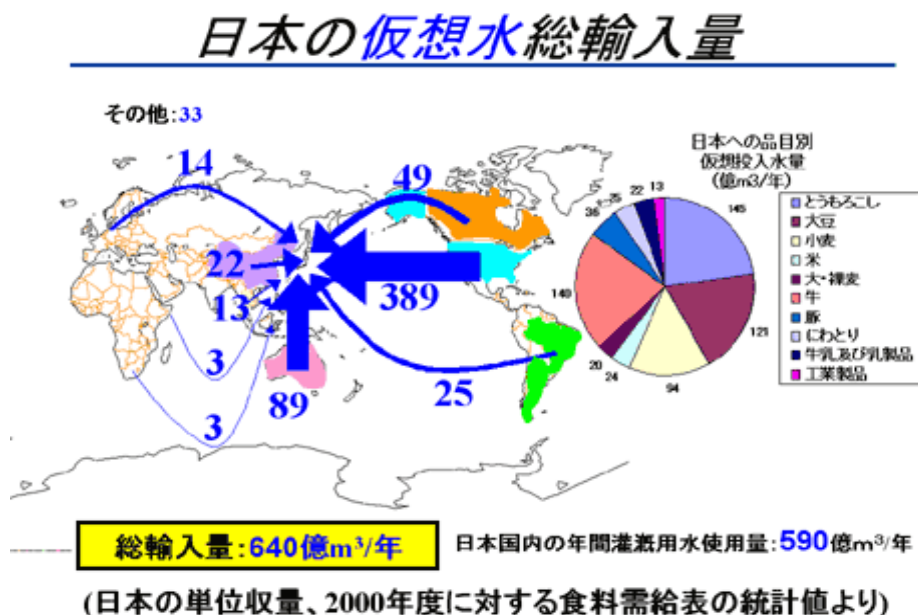
負の外部性としておもに環境面からの影響で、バーチャルウォーター（仮想水）という問題がある。これは 1990 年代にロンドン大学のトニー・アレン教授が提唱した、「水資源が絶対的に足りない地域への食料の輸入は、その生産に必要な水資源を他の用途に転用可能であるという意味であたかも水の輸入と同じである」という考え方である。例えば穀物の場合では、バーチャルウォーター量を計算する式は以下である。

$$\text{仮想投入水量} = \frac{\text{1日の灌漑水量} \times \text{栽培日数}}{\text{面積当たりの収量} \times \text{歩留まり率}}$$

(歩留まり率 = 可食部の重量 / 全重量)

この式に沿って日本の食料輸入に必要なバーチャルウォーター量を計算すると 1 年間で 640 億立方メートルとなる。国内での 1 年間の灌漑に用いる水の量は 580 億立方メートルであることを考えると、日本での食糧生産に必要な量以上の水を、実質海外に依存しているのである。また、図 6 からわかるように、とうもろこしや大豆、小麦といった穀類のバーチャルウォーターが占める割合が大半である。日本は国土面積が狭いことから農地面積自体が狭いので仕方がないことであるとも言えるかもしれないが、水資源の海外依存という事実を考えると、自国での食糧安全保障の達成は必要である。

図 7. 日本の仮想水総輸入量



出典: 「World Water Crisis and Japanese Water Resources Issues」より引用

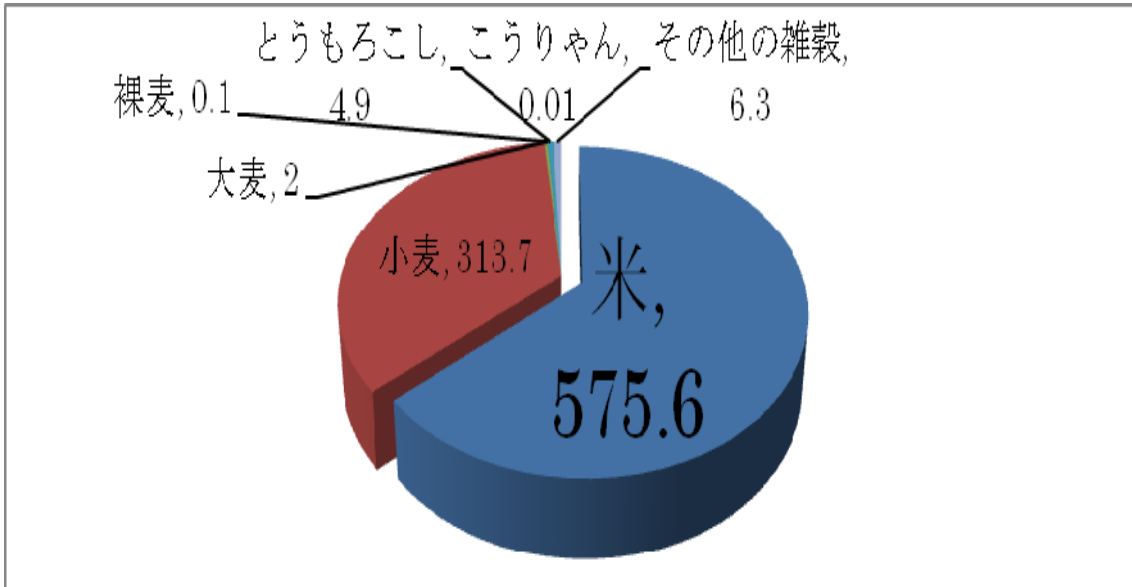
第4節 食糧と米

ここまで食糧安全保障達成の重要性を述べてきたが、政策を考える上での対象を食糧から米に絞ることにする2つの理由を説明していく。

第1項 穀類からの供給熱量に占める米の割合の高さ

1つめとして、米が1日の供給熱量のうち穀類が占める部分の大半を担っていることを挙げる。図8にあるように日本での供給カロリーである、1人1日当たりの供給熱量2472,6kcalのうちの約2割の575,6kcalをコメが占めており、その値が全品目中トップであることを考えると、平常時の供給熱量に占めるコメの大切さがわかる。

図 8 国民 1 日 1 人当たり供給熱量のうち穀類全体の内訳 (kcal)

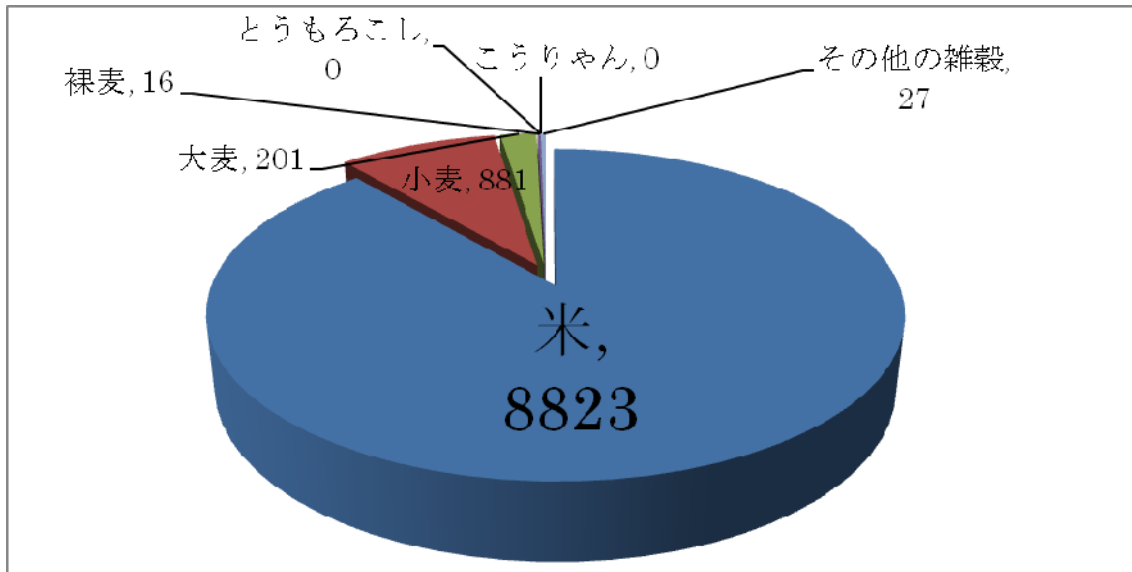


出典：農林水産省「平成 20 年度食料需給表」を基に筆者作成

第 2 項 穀類の国内生産量に占める米の割合の高さ

2 つめは日本という国が、他の穀類に比べて米を多く生産していて、国民が消費できるだけの生産量の潜在能力があることである。

図9 穀類の国内生産量の内訳 (1000 トン)



出典：農林水産省「平成 20 年度食料需給表」を基に筆者作成

このように、我が国では米以外の穀類をほとんど生産していないと言える。そのために有事という前提を想定する際には、平常時からの生産が確保できている米を対象にすることが必要だと考えた。

以上 2 つの理由から、米に関する食糧安全保障の達成を目指すことにする。

第 5 節 米に関する食糧安全保障の現況

この節では米に関する食糧安全保障の現況を、FTA の問題から把握する。

民主党が 2009 年 7 月 27 日に発表したマニフェスト（政権公約）には、「米国との間で自由貿易協定（FTA）を締結」することが記されている。FTA はあらゆる産業分野で適用されるから、農業部門も例外ではない。

農林水産省が 2007 年 2 月に発表した「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響（試算）」によると、「我が国がすべての国に対し、すべての農産物及び農産物加工品・加工食品等の関税をはじめとする国境措置を撤廃する」、「国内需要量は変わらない」等いくつかの前提を置いた上で、EPA や FTA で関税などの国境措置が撤廃された場合、日本の農業総生産額の 42% に相当する 3 兆 5959 億円が失われ、食料自給率が 12% に低下するという。このように、米国との FTA は日本の農業に大打撃を与えることは必至であることから、農業関係者や各党からの批判が相次いでいる。

それに対して、民主党の 29 日の声明は、「日本の農林漁業・農山村を犠牲にする協定締結はありえない」というものだった。菅直人代表代行も同日の記者会見で、「米などの主要品目の関税をこれ以上、下げる考えはない」などと述べた。

しかし、米国は世界最大の農産物輸出国であり、金額で見ても日本の農産物輸入の 32.5%（2008 年）までを占めることを考えると、この FTA が農産物なしに成り立たず、実際に日本経団連アメリカ委員会と在日米国商工会議所（ACCJ）が 21 日に発表した共同声明も、「FTA

プラス」の協定として日米（EPA 経済連携協定）を求め、実施すべき非関税措置の中に農業分野を含んでいる。

これらのことから、FTA という状況も想定する必要がある。

次章では FTA がどのような影響を与えるのかということを示す。

第 6 節 FTA と価格競争

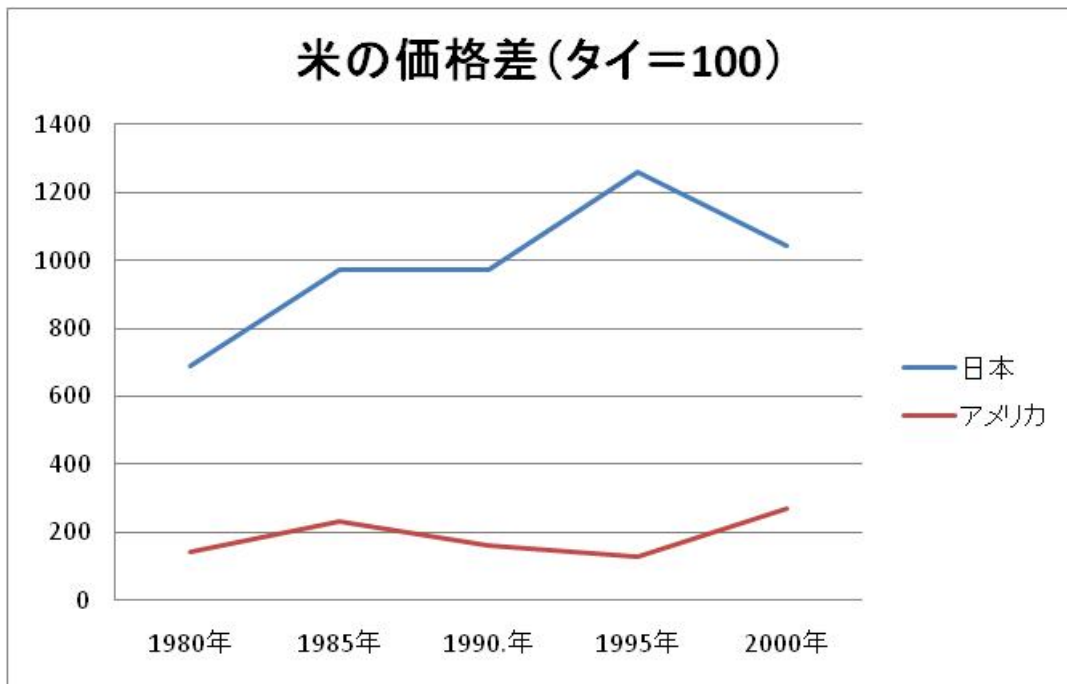
第 1 項では他国との価格差、具体的にいえば FTA の対象国であるとされるアメリカの生産者価格がどの程度であるかを把握しておく。第 2 項では考えられる FTA への対抗策を挙げる。

第 1 項 他国との価格差

図 10 は米の生産者価格¹を示したものである。日本とアメリカでは 3～4 倍の価格差があることから、FTA で流入が予測される外国産の米に、国産の米は価格競争でとても太刀打ちできない。結果として我が国の米生産量は減退し、平常時でさえ食糧供給が機能しなくなってしまう状態、つまり食糧安全保障が達成されなくなってしまうことを意味する。

¹ 生産者が生産費に利潤を加えて決定される価格

図 10 米の価格差



引用

のは
と、3
:考え

:重視

第2章 日本におけるFTA下での 農産物価格の要因分析

問題意識で挙げられたように、FTAによって安い外国産の農産物が流入することにより、世界市場と比較して高い日本の農産物は売れなくなり、日本の農業は衰退していくことが予想される。

本章の要因分析では、安い外国産の農産物に日本の農産物が価格で勝負できるようになるには、どんな要因を重視すべきか、ということを経済学の基本から明らかにする。まずなぜ外国の農産物は安く、日本産の農産物は高いのかという分析を行い、そのために必要なことを挙げる。

第1節 農産物価格の決定要因

市場経済主義下において生産物の価格は、生産過程までにかかるコストや需要と供給の一致する水準によって決定される。その中で、供給ではBC過程¹という側面、コストはM過程²という側面を中心に分析を行った。

第1項 BC過程の問題

農産物は天候という人の介入できない要素によって生産量が左右されるという点から、他産業の生産物と比べても価格変動が起りやすくその幅も大きくなる。つまり豊作と不作から価格の暴騰と暴落が起りやすい。これは農業と他産業との比較において、農業の生産的・経済的な特殊性と密接に関係する要因である。

BC過程は、稲作への農業技術や農業への基盤投資が世界の最高水準である日本においても、気象条件という人間の手に及ばない要素からの影響を強く受けるため不安定性を持つ。図☆にあるように、平成5年では冷夏を原因として、コメの作況指数¹が20%下落している。需要と供給によって市場価格が決定する市場経済下において、生産量の多寡は重要な問

¹ 生物学の Biology と科学の Chemistry の頭文字で、生産における肥料や農薬などの生物学と化学が果たす役割をさす。農業経済学では、単位あたりの収穫量を示す収量に影響する。

² 機械学の Mechanics の頭文字で、生産における機械が果たす役割をさす。農場の規模によって影響される。土地・労働・資本が農業の本源的生産要素であるのに対して、BC過程とM過程は中間投入要素としての働きを示す。

題ではあるが、やはり人間の手でコントロールすることのできないことを原因としており、どの国にも起こる問題であるため、この要素は日本農業の本質的な問題であるとは言えない。

図1 作況指数の不安定性

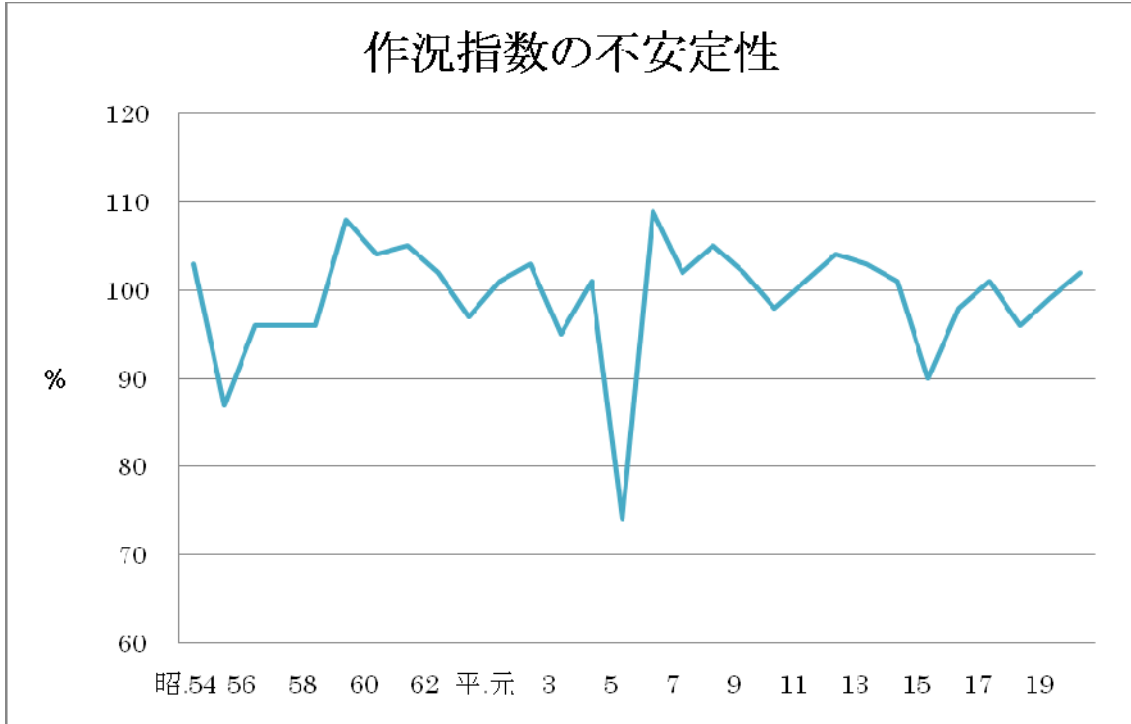


表 1 一戸当たり農地面積の国際比

1 戸当たり農地の国際比較

	農家 1 戸 当たりの 農地面積	日本と の比較
日本 (2006 年)	1.8ha	—
米国 (2005 年)	180.2ha	99 倍
E U (2005 年)	16.9ha	9 倍
豪州 (2004 年)	3,423.8ha	1,902 倍

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、米国農務省資料、欧州委員会資料、豪州農業資源経済局資料

注：日本の数値は、販売農家 1 戸当たりの経営耕地面積

平成 19 年度 食料・農業・農村白書より引用

第2節 規模の拡大を妨げる要因

日本農業が FTA 下において価格競争で不利な状況に理由は、他国との一戸当たり農地面積の比較によって M 過程の問題、つまり農地の集約がなされていないことが原因であるということがわかった。今節では農地の集積はなぜなされないのか、という要因をさぐる。

第 1 項 農地の集積がなされなかった背景

農地の集積がなされなかった理由を理解するためには、それと密接な関係を持つ戦後の農地制度とその方針を理解する必要がある。

戦後の農政は、自作農の創設を目的とした方針に立って行われてきた。1952年に成立した農地法の第一条にあるように、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当である」とし、戦前の小作農を自作農化した。しかしそのために、経済発展国の自然な農業構造の推移として、農業部門から非農業部門への就業者の転移が行われにくくなった。この問題は、原因は零細農家を過剰に保護する政策がとられた結果であり、票田としての農業経営者という政治的な原因もある。

しかし、「現行の農地制度とそのもとでの農地の保有関係を基盤として展開したこれまでの農政の結果として、今日の困難な諸状況・諸問題が発生してきていることは紛れもない事実であり、それらに所有の改善を加えれば問題は解決するという状況ではもはやない。」

と原田（2009）が言うように、この農地制度によって生まれた問題は、時間が経過していくにつれて、M 過程の進歩を止め、零細農家が滞留しつづけるなど、構造的な問題に発展していく。集積がなされなくなったことは、農地制度とその保有関係を原因として発生した問題であるが、現在起こっている問題は農地制度だけで解決できる問題ではない。そこで農地制度そのものを変えるだけでなく、農業経営者を自立させていくような政策をとるべきである。そこで、現在議論されている農地の流動化、具体的にいえば規模拡大を志向する農家と借入地のある農家の結びつけを強めるような制度を前提として、利用集積を促進する要因を探る。

第 2 項 利用集積の促進

農産物の特質の生産までにかかる時間が長いことは農業の特殊性であるが、1 節の 1 項にあるように収量はその年によって異なるため、収穫量を事前に見越して生産を行うことができない。そして農産物の価格もある程度の予測はたつが、全体の生産量にも大きく影響するために、その予測がはずれることもある。つまり農業経営には不安定性があり、農地の規模を拡大するには現在以上のリスクを背負う必要がある。

農地の集積化をすすめるには、経営の安定化を担保するような制度が必要である。図☆にあるように、実際の農業経営者へのアンケートでは、農地利用集積が進まない理由で、「農産物価格の不安定」と「農業所得が不安定」を最も問題と挙げている。つまりこれは、農産物価格の不安定性による、農業所得の不安定性が問題の根源であると考えることができる。

図 2 担い手への農地利用集積が進まない理由



第3章 FTA下での戸別所得補償制度とCAP制度の考察

第1節 戸別所得補償とFTA

現在民主党が検討している政府の農業補助政策において、米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に農業者戸別所得補償制度を導入するというのがある。この制度は、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付するものだ。民主党は食糧増産を意図し、この保護価格制度に対して財源は不明確であるが、一兆円の資金を充てるとしている。

第1項 戸別所得補償制度の把握

この政策のシステムを解説すると、コメの需要と供給が図1のようになっていて、国際価格は P_1 、生産量は Q_1 だとする。このとき消費者余剰は $A+B+b+C$ 、生産者余剰は $D+d+E+F$ となる。他方、国内米の価格を P_0 とし、輸入米に関税をかけて価格を P_0 に引き上げると、生産量が Q_2 に減るので消費者余剰は A だけになり、生産者（海外農家）の受け取る価格は P_0 に下がるので、生産者余剰は F だけになる。 $B+D$ が税収として政府に入るが、 $C+E$ は誰の得にもならない社会的な損失であり、死荷重とよばれる。

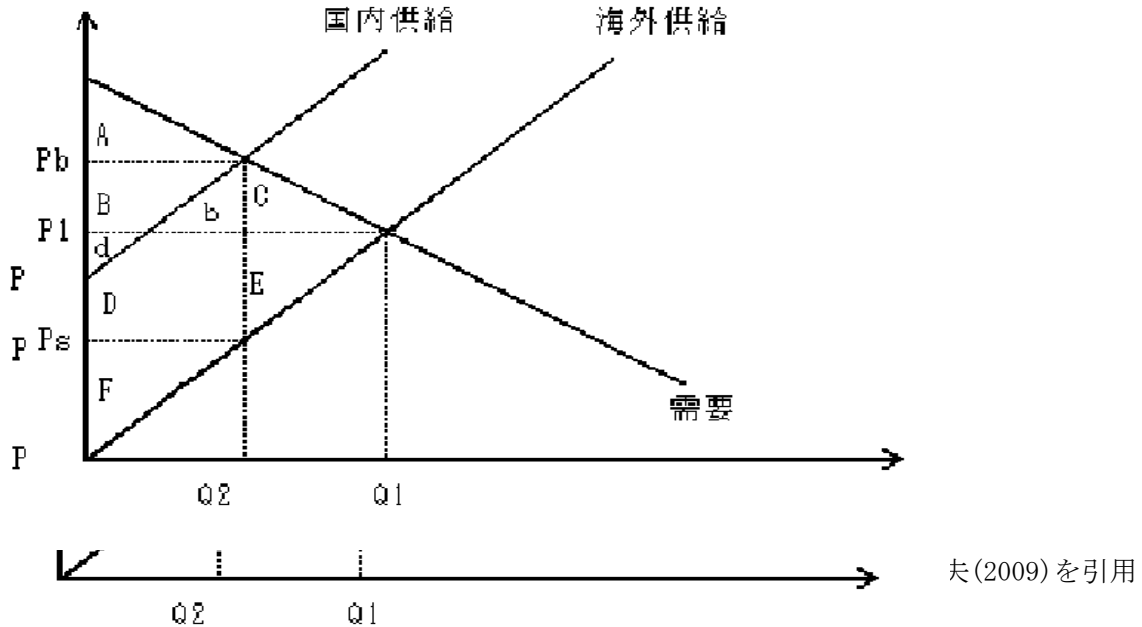
ここで関税を撤廃して価格が P_1 に下がると、消費者も生産者も利益を得る。しかし国内農家は関税を払っていないので、国内価格 P_0 での生産者余剰は $B+d$ である。輸入が自由化されて価格が P_1 に下がった場合、国内農家が同じ量を生産すると、 $d-b$ の損失が発生する。ここで、民主党はその差額 $(B+b)$ を所得補償すれば、国内農家の所得は変わらず、消費者は $B+b+C$ の大きな利益を得る上、アメリカの農家も $D+d+E$ の利益を得るので、米政府も歓迎するだろうし、関税による死荷重がなくなるので、誰もが利益を得られるのだとしている。

この戸別所得補償制度には、来たる米国とのFTA交渉の際、コメの関税の引き下げによる安価な外国産農産物の流入に伴って発生する、国内のコメ農家の競争力低下による所得低下に対する安全網といった意味合いが強く、国内の農業従事者は安価な外国産農産物の流入により、低下した市場価格では生産にかかるコストさえ賄えないことになる。そのため、FTA導入を実現するためには農産物の販売コストと販売金額の差、つまり単に『赤字額を補填』する必要性に迫られた。

民主党は、戸別所得補償政策は経済的に考えて従来の高関税維持政策と違い、関税の引き下げに伴って農産物の貿易自由化が進んでも市場価格が生産費を下回る状況なら不足分は

支払うという制度を用いることで、穀物価格がこれまで通りの価格から上昇することもなく、消費者・生産者双方が受益できるwin-winの関係を構築できるとしている。

図1 関税と戸別所得補償制度



第2項 FTA 体制への動き

民主党が総選挙で掲げた日米FTAの「交渉促進」は、農業の輸出大国アメリカとの間で、関税撤廃など全面自由化を進めることだ。要因分析でみたように、日米の農業生産条件は規模も生産コストも米国が圧倒的に優位で、焦点の米は経営規模で100～150倍の差がある。その上アメリカの生産は多くが輸出向けで国が助成しているの、日米財界団体の委託研究レポートによると、日米FTAで関税が撤廃された場合、日本の米生産は82%、穀類生産は48%減少するとの試算がされている。民主党は、FTAの推進に際して、「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない」としているが、アメリカの対日輸出の28%が農産物で、日本の対米輸出は工業製品が圧倒的である。

衆院選のマニフェストの段階において民主党のFTA交渉における関税撤廃の際、農業を除外したいという考えに対して、ルース大使が「農業も含まれるべきだ(日経ネット 最終閲覧:2009/11/4)」と指摘したことから分かる通り、FTA締結において、比較優位的側面から、段階的にせよ日本の農業分野の関税保護撤廃は避けては通れない道となっていこう。しかし、政権を獲得した民主党のマニフェストを見ても、外交面において『米国との間で、自由貿易協定、FTAを締結することで、貿易投資の自由化を進める』との記述がある。米国とのFTAが締結を実現すれば、比較優位を生かした自由貿易の本質に鑑みて、コメや麦、

畜産物等の農業品目の除外は米国の利害を一方的に損なうものとなり、そうした側面を持つ農業保護はあり得ない。この FTA 締結に伴う背景を承知しながら尚民主党は FTA の締結を政権公約に掲げていた。民主党が政権を獲得した以上、民主党政権は国民に対して提示したマニフェスト（政権公約）に従い、我が国のコメ、麦、そして畜産物、壊滅的な被害を受けると分かっているにもかかわらず FTA を締結するだろう。

第 3 項 戸別所得補償の問題点

民主党によって提言された戸別所得補償制度は、実質的な日本農業の存続といった目的から施策されたものではない。赤字額が補填されるということは即ち、農家にとっては、赤字が増えれば増えるほど国からもらえる補助金が増える仕組みとなっている。要因分析でみた農地集積をしない理由の図でみたとおり、農業従事者が規模拡大を行えない原因である農業収入の不安定さを是正するものではない。さらにこうした農業収入の低下は FTA 体制下においては益々悪化していくものと思われる。こうした問題に対して、民主党の提言する戸別所得保証制度は何ら対応策になっておらず、寧ろ“農業”の維持ではなく“農家”の所得維持にしかならない。

第 2 節 CAP 制度の考察

日本と同じく第二次世界大戦の敗戦国であったドイツを例に挙げてみると、終戦後の 1970 年代、日本は 60%、ドイツは日本より少し多い程度の 68% の自給率であり、両国の間に大差はなかった。ところが現在、両国の間には 50% もの大きな差が生まれている。日本と同じく狭小な国土でありながら高い自給率を誇る欧州先進諸国と日本との間には農業政策に対して決定的な姿勢の違いが見られる。

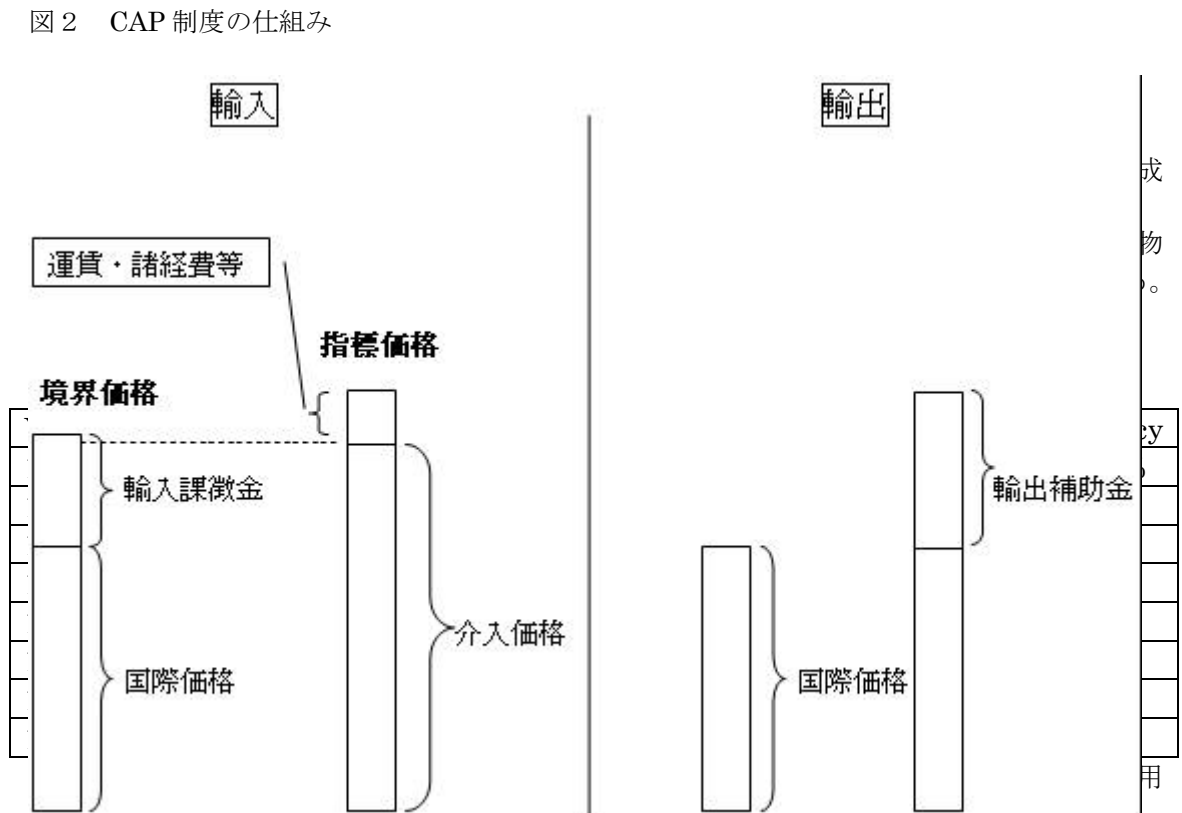
第 1 項 CAP 制度の把握

ドイツでは戦後、欧州共同体 (EC) を通して、共通農業政策 (CAP) を導入した。この CAP は、生産増加、農家所得の維持、市場の安定化を図ると同時に、消費者に合理的な価格で食料品を供給することを目標としたものであり、EU の CAP 制度においては、毎年 EC (EU) 理事会によって指標価格、教会価格、介入価格が決められていた。

指標価格 (目標価格) は域内生産者が得られるべき価格 (生産価格が勘案される) が設定される、ドイツの消費の中心地の加重平均価格により決定されるが、具体的には域内の生産者価格に運賃・流通マージン等を加えた水準で設定される。境界価格は通関の価格で、これ以下の価格では輸入できない。指標価格との差は通関地から消費地までの運賃・流通マージン等の諸経費である。ロッテルダム港 (EU 代表港) での着港価格 (輸入先原価に運んできた運賃と保険料を加えた額) が境界価格を下回る場合には、その差額分を輸入課徴金として徴収する。

介入価格は指標価格から約 7% 低いところで決められる。市場価格が介入価格以下に下れば、各加盟国政府が介入することから最低保証価格とも言える。これは輸出補助金 (戻し金制度) の算定基準にもなる。国際価格で輸出する輸出業者には輸出補助金が支払われる。

図 2 CAP 制度の把握



第2項 CAP 制度の問題点

こうして EC の域内農家は手厚く保護され、その結果農家の生産意欲を創出し、農産物の生産は集約化によって急速に増加していった。現在では EU における農業生産力は大幅に拡大し、域外への農産物の大規模な輸出さえ行うようになった。

しかしながら、EU における CAP 制度には大きな問題点が存在した。それは補助金の使い方を誤ったために発生した過度の集約的農業により、域内での慢性的な農産物の生産過剰が発生したことである。こうした体制は少数の大規模農家の優遇と同時に大多数の農家の所得減退をもたらし、慢性的な生産過剰は環境破壊をもたらしただけでなく、膨大な量の輸出補助金により、EU の財政危機を誘発したという点である。また、この輸出補助金はガット・ウルグアイラウンド交渉において、特にアメリカなどから貿易歪曲的であるとされ、激しい非難を受けた。

一方日本政府は、アメリカの影響を受け続け、国際分業の流れに任せ、自国民の食料安全保障という国家として最低限の課題さえも放棄してきたという実情がある。その結果として日本農業の本来果たすべき日本国内への食糧供給能力は劣化し続け、現在の稲作専業農家の一時間当たりの労働に対する対価は 200 円程度にまで暴落した。こうした政府による農政における失策が農業に対して意欲を持つ国民から実質的に“農業従事者”という職業選択の自由を奪っていると言っても過言ではない。こうした実情を踏まえ、我が国の農産物の価格設定においても農業従事者の生産意欲を拡大させるような政策立案を行う事が喫緊の課題となっている。

第4章 農産物価格政策の導入

問題意識で日本の食糧安全保障と世界の食料生産・環境・雇用問題を鑑みて、要因分析で食糧生産能力の底上げのためには農産物価格につながる政策が必要であると結論づけられたことから、日本政府が執るべき政策として現在民主党が提言している個別所得補償制度は、相応しくないということが分かった。だからといってEUの農政をそのまま導入しては、EUが直面した生産過剰問題や、それをさばくための巨額の補助金による財政問題に苦しめられるという問題を再び引き起こしてしまう。そこで農産物価格政策を行うためにはどんな要素を重視すべきかを明らかにする。

第1節 FTA下で農業政策はどうあるべきか

第1項 生産物価格の維持と農地利用集積の促進の必要性

要因分析と現状把握で日本の農業従事者の間での農業所得の低さの原因、また経済的な政策課題を挙げたが、担い手の視点に立つと、この状態がいかに改善されていくのが望ましいだろうか。

それを探る一つの示唆としてエンゲルスの『フランスとドイツにおける農民問題』がある。それによると、「小農というのは、通例自分自身の家族とともに耕せないほど大きくはなく、家族を養えないほど小さくはない一片の土地の所有者（もしくは賃借者）であり、そうした人に対しての経営の制限として絶対的に現れるのは、一方では彼が小資本家である限り、資本の平均利潤ではなく、また他方では土地の所有者である限り、地代の必要性でもない。小資本家として彼らにとっての絶対的制限として現れるのは、生産コストを差し引いた後に彼らが自分自身に支払う労働賃金以外の何物でもない。生産物の価格が彼にこの労働賃金を保障する限り、彼は自分の土地を耕作するだろう」とある。

つまり、生産物価格を維持し、労働賃金を向上させることによって、農業従事者の生産意欲を維持することができるということである。日本農業が自立するために必要なことは第一に、農業従事者（専業）の所得から交付金等の金額を引いた純農業所得を他分野の労働者の平均所得と同等か、それ以上の水準に引き上げることだ。これを達成するためには農作物の生産量を増加させることが必要となってくる。膨大な金額の補助金をかけて生産調整を行ってきたこれまでの政策は対照的に、自民党政権末期の農地法改正による農地の集約と、減反政策の廃止は過去の農地法の方針であった耕作者主義から利用主義への転換を見せるなど、戦前からの体制を振り切る施策であるといえ、この方向で利用集積を高めていけるような法制度体系を組み立てれば、利用集積への前提は完成するだろう。

これに加えて、農業従事者がその生産物価格の保障により、歩合制形式でその生産活動の促進によって所得を向上させることが可能なシステムを作ることができたならば、それが要分析の項で触れた担い手への農地利用集積が進まない理由を解消し、日本の農業生産構造が規模拡大に向かうだろう。

第2項 FTA 下での対外的要因

このようにして現在の日本農業が陥っている規模の狭さなどの問題から、生産拡大意欲向上による農地利用集積という効果を生み出していくことでこそ、食料の国内生産の確保および農業者の経営安定や、食料自給の向上、農業の多面的機能が確保されるのだ。

対外的な姿勢を視野に入れると、国内生産力の向上と集落営農の普及や担い手の活性化に伴う生産規模の拡大が進むのに反比例する形で農業保護関税を段階的に撤廃していくのが望ましい。過度の農業保護は長期的な視野での農業生産構造の転換に際して、健全な自由競争を阻害するという点から寧ろ害となる。まずは国内市場において米価を自由競争に慣らし、完全撤廃は現実的でないにしろ、段階的に海外からの農業品目のアクセスを許可していくことで更なる体制の強化が見込まれる。

農業保護の手法において、短期的にせよ、緑の政策に位置付けられるような貿易歪曲効果の少ない農家への直接支払（デカップリング）といった手法に訴えることをせず、黄色の政策¹に位置付けられる価格支持政策を実行するには、日本の農業生産者の体質が兼業農家体制、つまり『農地』と称する土地を保有しているサラリーマンが大多数を占めており、日本の農業を保護することと『農家』を保護するということが必ずしも道義ではないという特殊性を持つ体制を是正するための、ある種の必要悪という側面を持つ。かつては、農家経済の向上と農業の振興は同義であった。しかし、今日の農政において兼業農家も含めて農家経済の維持を考えることは農業の振興に必ずしも繋がるものではないのだ。

第3項 提言における政策対象

実際の農業生産体制の再構築を成し遂げた後にこそ、初めて日本においてデカップリング等による貿易歪曲効果の少ない“農業”保護政策に意義が生まれると言える。

この政策は決して弱者の切り捨てによる企業などの資本力のある担い手の選別ではなく、寧ろ機械化などのコストを賄えず、現状では農業経営を現在の既得権益となっている農協の支援に依存して行わざるを得ない状況下にある零細農家に対しても、農業に従事する意欲のあるならば継続して営農を行っていきける形を理想としている政策である。しかしながらこれまでの農協を中心とした個別家庭による農業ではなく、伝統的な集落規模での営農を政策的に助成し、集落営農の内部で農業機器を共有財として管理利用していくことで、より効率的な営農を促進につながるのではないかと考える。

そもそも、担い手の抜本的な転換という急進論には必ず現在の零細な担い手の切り捨てという側面が含まれるため、現在の農業従事者の損害への考慮が少ないという点から農村部の莫

¹ 貿易歪曲効果のある政策

大な票田からの支持を失ってしまう。そのため、急進論を唱える政党が選挙で政権与党に選出される可能性は低く、そうした政策立案の実現可能性も低いと言える。また、我々が本論文の提言する政策の対象を営農意欲のある農家に区切っているのは、EUにおけるCAP制度の失敗から得た教訓、つまり過度な集約とそれに伴う際限のない農産物の増産、そこから誘発される莫大な補助金支出という、現時点で予期されるリスクを回避するためのものである。また、営利目的という企業の担い手としての特性から、農業に参入したものの短期的に利益の創出が不可能であった場合にはあっさりとその分野から撤退してしまう危険性も考慮し、そうしたリスクの低減が法的になされていない段階で農業の担い手を企業に一本化するという論には賛同できない。

第4項 なぜこの政策が必要か

日本はWTO農業交渉に臨む基本的な姿勢として農業の持つ多面的機能と食糧安全保障に配慮すべきことを謳っている。この主張はいずれも農業・食料生産の非市場的な便益、即ち外部効果を主張することで自国農業の保護の必要性について示唆しているものであるが、この主張がWTO交渉での有効性を帯びるには、些か課題がある。

なぜならば、現行の自国農業保護政策と、それによって保護される多面的機能によりもたらされる便益が何らかの形で定量的に示されることが求められるからだ。例えば政策の実施に消費者、納税者が負担する金額に比べてどれほどの便益が生じるかという費用便益的な評価を欠いた議論はAMS/PSEを物差しとしている既存の議論と噛み合わない。

これに対し、小林(2005)による政策評価分析PEN(Policy Evaluation Matrix)という手法で分析枠組みを利用することで、日本の米モデルを農業保護の費用と多面的機能による便益を、定量的に関連付けている。

小林(2005)による、分析では生産要素市場が明示的にモデル化されているため、土地利用、つまり水田面積の動向を内生的に求めることが出来る。水田の持つ多面的機能として中心的な位置を占める「洪水防止機能」及び「土壌流亡防止機能」は水田面積とほぼパラレルな関係にあるため、米に関する保護政策の変化がもたらすこれらの便益への影響は直接的に定量化しやすい。農林水産省(2003)によると、洪水防止機能と土壌流亡防止機能の評価額はそれぞれ2兆5千億円と3300億円であり、また農業総合研究所(1998)による評価額は2兆9000億円と2900億円とされている。いずれも回避費用法(Avoidance Expenditures)ないし代替法と呼ばれる環境便益の評価方法によって予想される環境被害を回避する手段として市場価格の得られるもの(上記二つの機能としては治水ダムと砂防ダム)を想定し、その外部性としての環境便益の評価額を推計したものである。

外部効果を考慮した描く政策の費用便益を見てみると、土地利用(モデル上は水田供給)への効果が高い政策、農業者への所得移転効果が高い政策ほど水田面積の増加を通じた国土保全機能への影響も大きくなる。総便益としてみるならば、作付割り当ての増加や、転作助成金単価がいずれも1を超えており、費用便益比、つまりその政策が社会的に採算的であるということがわかる。

こうした多面的機能の存在を農業保護の論拠とすることに関する留意事項はOECD(2001)が極めて詳細に検討している。中嶋(2003)の整理によれば、それは「供給の結合性」、「外部性」、「公共財的性格」の三つのチェックポイントと、「限界便益の均等性」、「農業生産との結合条件」という実証的課題に要約できる。額面通りに解釈すると農業輸出国にもたらされる短期的な外部性という観点から、農業保護を正当化することは至難である。しかしなが

ら、OECD のドキュメントは日本などに農業保護の口実を与えまいとして極度に神経を尖らせているアメリカやオーストラリア等といった加盟国の承認がなければリリース出来ないため、些か公平性に欠け、輸入国の被る影響や環境的視点が欠落している傾向があるといえる。

増え続ける世界人口や、農業輸入国の大規模農業生産国への過度な依存によってもたらされる悪影響等も鑑み、こうした視座に立つ公正な尺度の設立が急がれる。

第2節 今後の課題

農作物というのは工業製品等とは違い、米等の例外品目を除き、備蓄が不可能であるという特性があるので、生産した農産物を鮮度のよい段階でさばくための確固とした販路の確立が必要となってくる。また、こうした販路での消費者の国内農産物消費意欲促進のため、農工商連携による付加価値付けを行えば、農業の収益率という問題も改善され、担い手を呼び込むことも比較的容易になってくる。ここでいう農工商連携とは、販路を既存の農協のものに限らず、生産・流通・加工の担い手が一体となり、独自の販路を開拓することである。このステップを踏まなければ、農業生産によって得た利潤で地域社会の長期的な自立を達成することは困難である。

農山漁村には、各地域の特色ある農林水産物や美しい景観、長い歴史の中で培ってきた貴重な経営資源が沢山ある。農工商連携は、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものだ。現在農林水産省が地域経済の活性化のため、農工商等連携促進法や予算措置により、経済産業省と連携してこの取組を支援しているが、本提言が実現された際には国内生産物の国内需要喚起といった側面から、こうした活動がより一層活性化されることが不可欠となるだろう。

おわりに

本論文は、食糧安全保障の達成を前提として、FTA 化において外国産米との価格競争に勝つためにはどうしたら国産米の価格を下げられるのかを CQ として論を展開した。価格を決める要因を分析した結果農地集積と農産物価格の安定化によって CQ は解決できることが分かった。国内の政策では民主党の戸別所得補償政策、海外では EU の CAP 制度を検証し、それぞれの問題点を踏まえ、以下の 2 つの政策を提言した。まず第 1 に、農作物の生産量を増加させることで純農業所得を他分野の労働者の平均所得と同等か、それ以上の水準に引き上げること、そして第 2 に農地利用集積が進まない理由を解消するために、農業従事者がその生産物価格の保障により、歩合制形式でその生産活動の促進によって所得を向上させることが可能なシステムを作ることである。以上によって、国産米価格が下がり、外国産米に対抗できるようになることで、FTA 化においても平常時の自国生産が可能になり、有事の際の食糧安全保障が達成されると考える。

本論文では米の食糧安全保障のみを扱っているため、本来はそれだけではなく、最終的には食べ物全般としての食料安全保障の達成が求められるだろう。しかしその理想へのステップとして、まずは本論文がきっかけになれば幸いである。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

比沢奈美 (2007) 『共通農業政策—EU 拡大と CAP の改革』
 プロスペリ マウリツィオ(2008) 「多様な農業システムに対する CAP 改革の影響に関する比較分析」 『農業林業問題研究』 (40)

《参考文献》

荏開津典生 (2008) 『農業経済学』 岩波テキストブックス
 カールマルクス(1894) 「フランスとドイツにおける農民問題」 『マルクス=エンゲルス全集』 (22) 大月書店
 河相一成 (2008) 『現代国民の食糧経済』 新日本出版社
 小林弘明 (2005) 『WTO, FTA と日本農業』 青山社
 暉峻衆三 (2003) 『日本の農業 150 年』 有斐閣ブックス
 農林水産省(2009) 『平成 21 年度版 食糧・農業・農村白書』
 B・ハドルストン (1990) 『食糧安全保障』 文真堂
 原田純孝 (2009) 「農地制度の何が問題か」 『農地法研究』 (44) pp. 81~93

財務省「貿易統計」

(<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>) (2009/10/24)

食育・食生活指針の情報センター

(http://www.e-shokuiku.com/jyukyuu/13_2.html) (2009/11/01)

食料・農業・農村基本法

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO106.html>) (2009/11/02)

農林水産省「2005 年農業センサス」

(<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02smenu?TouID=F001>) (2009/11/04)

農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/a02smenu?TouID=F001>) (2009/11/04)

農林水産省「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響(試算)」

(http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/iken/pdf/shiryo1-2.pdf) (2009/11/04)

農林水産省「食料安全保障関係データ集」

(<http://www.maff.go.jp/j/zyukyuu/anpo/data3-3.html>) (2009/11/04)

農林水産省「食料自給率に関する意識・意向調査結果(モニター調査)」(平成 15 年)

(http://www.maff.go.jp/chushi/a/seibibu/jisedai/02_1.htm) (2009/11/04)

農林水産省「畜産物生産費統計」

(<http://www.maff.go.jp/www/info/bunrui/mono08.html>) (2009/11/04)

農林水産省「平成 20 年度食料需給表」

(<http://www.maff.go.jp/j/zyukyuu/fbs/pdf/fbs-fy20p.pdf>) (2009/11/04)

FAO「FAOSTAT」

(<http://faostat.fao.org/>) (2009/11/04)

IMF Primary Commodity Prices

(<http://www.imf.org/external/np/res/commod/bib.htm>) (2009/11/01)

USDA「Agricultural Statics」

(<http://www.nass.usda.gov/>) (2009/11/04)

World Water Crisis and Japanese Water Resources Issues, 2002

(<http://hydro.iis.u-tokyo.ac.jp/Info/Press200207/>) (2009/11/04)